

# 公 告

支担当第218号  
令和6年12月2日

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部総務部総務課  
会計室長 浅沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)  
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 2 入札日時 令和7年1月16日(木) 11:00
- 3 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室  
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 4 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和4年度から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。  
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。  
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金 免除  
契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する。
- 9 契約条項 貸借契約条項 (基本契約条項)  
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※1  
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※2  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項  
※1及び※2は、別紙1及び別紙2を確認されたい。
- 10 入札に付する事項  
(1) 件名 データ処理端末装置借上  
(2) 要求番号 24K5E6085  
(3) 規格 仕様書のとおり  
(4) 数量 1式  
(5) 履行場所 仕様書のとおり  
(6) 履行期限 令和7年3月1日～令和11年2月28日(最終納期令和11年3月15日)
- 11 入札に関する条件 **仕様書第4.1項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第4.4.1項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。  
(提出期限：令和6年12月16日(月) 12:00)  
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
- 12 その他付記事項  
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。  
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。  
(2) 電子入札は、令和7年1月15日(水) 17:00 を期限とする。  
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和7年1月10日(金) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。  
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。  
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。  
令和6年12月16日(月) 12:00 まで(メール又はFAX可) (見積書提出先) 大久保: [1lokubo@ext.is.mod.go.jp](mailto:1lokubo@ext.is.mod.go.jp)  
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。  
(7) 入札説明会は実施しない。
- 13 本記載事項への照会  
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 担当: 山下  
TEL: 03-3268-3111(内線30197) FAX: 03-5269-3282 MAIL: [jyamashita02@ext.is.mod.go.jp](mailto:jyamashita02@ext.is.mod.go.jp)

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

## 郵送による入札について

## 1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

## 2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

## 3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

## 4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

## 5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

## ○参考○

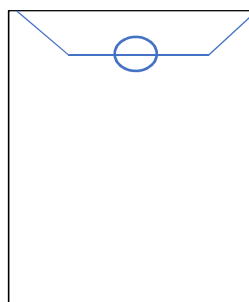
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」
--------------------------------

内封筒（裏）



外封筒

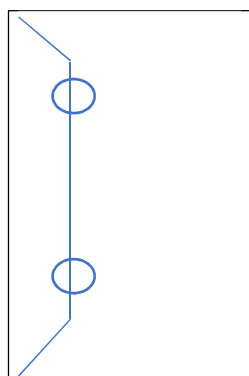
（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805  東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛  「入札書在中」
---------------------------------------------------------------------------------

又は

公告第○号 件名「△△」  「入札書在中」
--------------------------------

又は



令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部  
支出負担行為担当官  
会計室長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

## 紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法 (該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

### 備考

- 1 本紙と併せて資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得別紙第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙第2)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合におけるの実施日時については、入札時に連絡する。

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	JSO-11-6018E
データ処理端末装置借上	作成年月日	平成22年1月19日
	改正年月日	令和6年11月28日
	作成部課	統合幕僚監部 指揮通信システム部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、データ処理端末装置（以下“本装置”という。）の借上及び保守について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。

なお、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

#### a) 法令等

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁第137号。令和4年3月31日）（以下“情報セキュリティ通達”という。）
- 5) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 6) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- 7) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）
- 8) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- 9) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）（防整サ第14551号。令和5年7月3日）
- 10) 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19.9.20別冊）「注意」

### 1.3 関連文書

#### a) 法令等

- 1) 統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達（令和5年自衛隊統合達第7号）
- 2) 情報保証に関する情報システム技術基準（防運情第1821号。26.12.10）
- 3) 「公用文作成の考え方」の周知について（内閣文第1号。令和4年1月11日）

## 2 借上器材に関する要求

### 2.1 種類及び構成

付表1に示す品目とし、ネットワークに接続せず、スタンド・アローン端末として、単独で使

用できること。

## 2.2 条件

電源条件は、次による。

- a) 電圧 100V±10%
- b) 周波数 50Hz又は60Hz

## 2.3 機能及び性能

- a) **国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**を満足する機器を極力選定するものとする。
- b) 借上品の機能及び性能は、**付表2**に示すとおりとする。
- c) **IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）**に基づき、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、本装置について、情報の漏えいもしくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

## 2.4 設置

設置場所は、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課指揮通信システム保全班とし、細部は、官側の指定する場所とする。

## 2.5 保守

### 2.5.1 保守条件

保守条件は、次による。

- a) 契約相手方は、借上品に関する全ての障害など迅速に対応できる体制を整備するものとする。
- b) 障害時は、速やかな復旧を図るものとし、官側立会のもと官側の指定する場所を実施するものとする。ただし、官側の許可を得た場合、契約相手方の工場等で実施できるものとする。
- c) 借上器材運用終了後には、官の情報が含まれるハードディスク及びソリッドステートドライブについては、別途契約する撤去役務等において官の情報を消去するため、物理的な破壊により使用不能な状態とすることができる。

## 2.6 運用期間

運用期間は、令和7年3月1日から令和11年2月28日とする。

## 3 確認

確認は、支出負担行為担当官の定める監督及び検査要領に基づき実施するものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 実施体制

契約相手方は、本契約の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議をするものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 前記a)の業務従事者がデータ処理端末装置又は同程度のシステム調達に係る業務に従事した経験を有すること。また、業務従事者の中に情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）又はPMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）の資格の保有者を含めること。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有す

ること。

- d) 前記c)の業務従事者が、ほかの手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 4.2 保全措置

契約相手方が、2.4 及び 2.5 の作業をする場合には、官側の指定する方法で適切な保全措置を行うほか、官側の指示に従うものとする。

## 4.3 情報保証

防衛省の情報保証に関する訓令、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）、情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）、リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）及び情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）を適用する。契約履行期間中において訓令等が変更された場合には、官側と協議の上、可能な限り適用するものとする。

## 4.4 情報保全

### 4.4.1 情報の取扱い

契約相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いにあたっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

### 4.4.2 サプライチェーン・リスク対応

本契約において、情報の窃取等が行われるリスクへの対策については、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**による。

- a) 契約相手方は、本契約の履行にあたり知り得た保護すべき情報の取扱いにあたっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**によるほか、現地関係職員の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方が第三者を従事させる場合の手続きは、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき、所要の届出等を実施するものとする。

## 4.5 施設の立入

契約相手方は、施設の立入及び電子計算機の持ち込みについては、官側の指定する申請手続きを実施し、許可を得るものとする。

## 4.6 官側における支援

契約相手方は、本契約の履行に当たって必要な場合、官側が認める範囲内において、次に示



す無償支援を得ることができるものとする。

- a) 基地等における搬入器材の保管
- b) 基地等における電力，用水，スペース等の使用
- c) 基地等における施設の利用
- d) 基地等における構内回線の利用
- e) 機能確認に関する事前調整及び現地確認並びに現地調査実施時の支援
- f) その他必要と認めた事項

#### **4.7 仕様書に関する疑義**

この仕様書について疑義のある場合は，速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

付表 1－借上品目

品名	規格	単位	数量
デスクトップパソコン (ディスプレイ含む)	2.3 の機能・性能を満たすもの。	台	3

付表 2－機能及び性能

機能及び性能	
デスクトップパソコン (ディスプレイを含む。)	
CPU	インテル®Core™ i7-13700 プロセッサ以上
メモリ	16GB 以上
HDD	1TB 以上
SSD	512GB 以上
モニター (解像度)	21 インチ以上 (1,920×1,080 以上)
OS	Windows11 Pro (日本語版)
アプリケーション	Microsoft® Office Pro Plus 2021 以上 汎用ウイルス対策ソフト (ウイルス検知機能及びランサムウェア保護機能は、Symantec 社又は McAfee 社製品と同等の機能を有していること。)
インターフェース	USB2.0 以上×2 個以上
ドライブ	DVD-ROM ドライブ (その他性能を有していてもよい。)
リカバリメディア	リカバリが可能であること。
マウス	光学マウスを有すること。
キーボード	日本語 109A 配列キーボード (OADG 準拠) であること。
その他	Windows11 Professional 及び Microsoft Office Pro Plus 2021 の無償バージョンアップ及びセキュリティパッチの適用は、パソコンを直接インターネットに接続しなくても可能なこと。
	ウイルス対策ソフトウェア本体は、最新のバージョンを維持できるものとし、検索エンジン及び定義ファイルの適用は、パソコンを直接インターネットに接続しなくても可能なこと。
	マイクロソフト製品は GOLP-D を適用できるものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—										
	調 達 要 求 番 号	24K5E6085										
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年11月28日										
	作 成 部 課	統合幕僚監部指揮通信システム部										
	作 成 年 月 日	令和6年11月28日										
品 名	データ処理端末装置借上											
仕 様 書 番 号	JSO-11-6018E											
<p>1 保護すべき情報の管理  契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p>												
<p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録情報</td> <td>電話番号、メールアドレス、組織情報等</td> <td>保護すべき情報として扱う。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	登録情報	電話番号、メールアドレス、組織情報等	保護すべき情報として扱う。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考									
登録情報	電話番号、メールアドレス、組織情報等	保護すべき情報として扱う。										
<p>3 特記事項  特になし。</p>												



